

過剰な延命治療を打ち切って、自然の安らかな死を迎えることを望む方々が、「尊厳死宣言公正証書」を残されています。
最近作成する方が増えている公正証書です。



必要書類

- ・ 本人の**印鑑登録証明書**
- ・ 家族の同意がある場合は**家族の戸籍**

ご依頼方法

- ・ 必要書類を春日部公証役場宛にお送りください。
 - ・ 書類受理後スムーズなやり取りができた場合、作成までに1週間~1ヶ月程度で作成可能です。
- ※ 文案確定後ご予約をしていただきます。

公正証書概要

第1条 私（尊厳死宣言者）は、将来不治の病気に罹り、死期が迫っている場合に備え、以下の要望を宣言する。

- 1 不治の状態に陥り既に死期が迫っていると2名以上の医師に診断された場合に、延命措置は行わないで欲しい。
- 2 苦痛を和らげる処置は最大限実施して欲しいが、そのために死亡時期が早まったとしてもかまわない。

第2条 医師も家族も、私が人間として尊厳を保った安らかな死を迎えることができるよう御配慮いただきたい。

第3条 この宣言による要望を忠実に果してくださる方々が犯罪捜査や訴追の対象とすることのないよう、警察等の関係者に特に願います。

第4条 この宣言は、私の精神が健全な状態にあるときにしたものであるため、私の精神が健全な状態にあるときに私自身が撤回しない限り、その効力を持続するものであることを明らかにしておく。

手数料算定方法

尊厳死宣言書11000円+原本・正本・謄本代（1ページ250円）
=約13000円（内容によってお手数料が増額する場合がございます。）
※証書（原本・正本・謄本）枚数は契約書の内容によって異なります。



「尊厳死宣言公正証書について」
日本公証人連合会 ホームページ より

<https://www.koshonin.gr.jp/business/b06/q0603>



尊厳死宣言 記入用紙

1：公証役場とやり取りする代表者様のご連絡先をお教えてください。

代表者様 連絡先	お名前	連絡のつく お電話番号
	宣言者様との ご関係	子・孫・夫婦・兄弟・その他()
	ご希望の文案送付方法	【メール・FAX・郵送】
	※郵送でのやり取りは、文案のお届けまで時間を要するため、メール や FAX でのやり取りをおすすめしております。	
	メールアドレス	@
	FAX番号	-
	住所	〒 - - 都道 市区 府県 町村
※当役場から郵送で送る際に"春日部公証役場"の名入りの封筒でお送りしてもよろしいですか？		
問題無いです ・ 無地の封筒で送ってください		

2：尊厳死宣言者の情報をお教えてください。

宣言者	お名前
	職業

※尊厳死宣言者様の印鑑登録証明書のご提出お願い致します。

3：ご家族の同意はありますか？

同意ない ・ 同意ある (下記にご家族をご記入ください。)

※ご体調が悪い時に尊厳死宣言公正証書作成があることを医師に伝えられない可能性があるため、ご家族に同意を得られることをおすすめしております。

家族	お名前
	続柄
家族	お名前
	続柄
家族	お名前
	続柄

※ご家族記載の場合は続柄の分かる戸籍謄本をご提出お願い致します。